

放送法の一部を改正する法律案要綱

第一 日本放送協会による電気通信回線を通じて放送番組等を提供する業務に関する事項

一 日本放送協会（以下「協会」という。）の第二十条第二項第二号の業務に、協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を追加することとする。 （第二十条第二項関係）

二 総務大臣は、第二十条第二項第二号の業務に関する実施基準の認可に当たり、当該業務の料金その他の提供条件に関する事項が受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないかを審査することとする。 （第二十条第十項関係）

三 協会は、第二十条第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならないこととする。 （第二十条第十一项関係）

四 協会は、実施基準の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならないこととする。 （第二十条第十二項関係）

五 協会は、第二十条第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、認可を受けた実施基準に基

づき、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないこととする。こと。 (第二十条第十三項関係)

六 協会は、第二十条第二項第二号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならないこととする。こと。 (第二十条第十四項関係)

七 総務大臣は、協会が認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない規定に違反している場合には、認可を受けた実施基準に従い業務を行うべき旨の勧告をすることができることとする。こと。 (第二十条第十五項関係)

第二 協会の信頼確保のための制度の充実に関する事項

一 経営委員会が議決すべき事項に、協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を具体的に規定するとともに、中期経営計画及び実施計画を追加することとする。こと。 (第二十九条第一項関係)

二 経営委員会は、その権限の適正な行使に資するため、広く一般の意見を求めることとすること。（第二十九条第三項）

三 監査委員は、第四十五条の規定により経営委員会に報告しなければならないと認めるときは、経営委員会を招集することができることとすること。（第三十九条第三項関係）

四 監査委員がその職務の執行について協会に対して費用の前払の請求等をしたときは、協会は、当該請求に係る費用等が当該監査委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこととすること。（第四十三条第二項関係）

五 協会が役員に対し、又は役員が協会に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監査委員会が選定する監査委員等が協会を代表すること等とすること。（第四十六条の二関係）

六 協会の役員は、法令及び定款並びに経営委員会の議決を遵守し、協会のため忠実にその職務を行わなければならないこととすること。（第六十条の二関係）

七 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を総務大臣へ提出するに当たっては、当該事業年度に係る中期経営計画を添えなければならないこととするとともに、総務大臣が当該収支予算、

事業計画及び資金計画を内閣を経て国会へ提出するに当たっては、当該中期経営計画を添えなければならないこととする。 (第七十条第一項及び第二項関係)

八 協会は、三年以上五年以下の期間ごとに、中期経営計画を定め、公表しなければならないこととする。 (第七十一条の二関係)

九 協会は、保有する協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等であつて総務省令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、一般にとって利用しやすい方法により提供するもの等とすること。 (第八十四条の二関係)

第三 衛星基幹放送の業務の認定要件に関する事項

一 衛星基幹放送の業務の認定及び認定の更新の要件に、当該衛星基幹放送において使用する周波数が衛星基幹放送に関する技術の発達及び普及状況を勘案して総務省令で定める衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準に適合することを追加することとする。 (第九十三条第一項及び第九十六条第二項関係)

二 総務大臣は、認定基幹放送事業者が不正な手段により第九十六条第一項の認定の更新を受けたとき

は、その認定を取り消すことができることとする。 (第百四条関係)

第四 その他

- 一 その他規定の整備をすること。

第五 施行期日等 (附則関係)

- 一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。
- 二 電波法 (昭和二十五年法律第三百三十一号) について所要の改正を行うこと。